

九州 ITS 利活用研究会会員規定(案)

第1条（総則）

本研究会の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体とし、研究会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第2条（会員の種類及び権利）

当研究会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 幹事会員は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、幹事会を構成するとともに、総会、幹事会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
2. 正会員・法人、正会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
3. 賛助会員・法人、賛助会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び幹事会員が推薦する賛助会員・法人、賛助会員・個人は、該当技術ワーキンググループ（WG1 から WG4）の活動に参加することができる。なお、この場合、該当ワーキンググループにて事前に承認を得ることとする。
4. 会員の関係会社の権利に関する権利は会員のみが有するものとする。
 - (2)ただし、幹事会員および正会員・法人の関係会社が、会員の名義にて研究会活動に参加することを認める。この場合、参加する関係会社の活動は会員がこの責任を負うものとする。関係会社とは会員が議決権の過半数を有する子会社とする。
 - (3)会員が上記に該当しない関連会社を会員の名義にて研究会活動に参加させる場合は、会員が事前に事務局長および属するワーキンググループ長の許可を得る必要がある。関連会社とは会員が議決権の20%以上50%以下を有する子会社とする。
 - (4)上記は会員の関係会社、関連会社が自ら会員になることを妨げるものではない。
5. 幹事会員及び正会員・法人、正会員・個人は、総会においてそれぞれ2票、1票の表決権を有する。
6. 幹事会員、正会員・法人、正会員・個人は、任意のグループを構成し、本研究会の資産を利用した実験、事業活動を企画、実施することができる。（但し費用は自己負担とする。）また、活動内容は、適宜、各ワーキンググループに報告しなければならない。

第3条（入会手続き）

本研究会の会員になろうとする者は、次の書類を研究会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

1. 入会申請書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票
4. 各種証明書等
 - (1) 法人の場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本及び直近の決算書
 - (2) 任意団体の場合は、申請者が団体の代表者であることを証する書面及び組合財産を示す書類

第4条（入会の承認）

会員の入会については本研究会事務局がこれを審査し、幹事会の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本研究会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当研究会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまたはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本研究会より除名処分を受けたことがある場合

第5条（入会日）

入会を認められた者は、会員登録の日をもって当研究会の会員となる。

第6条（入会金、会費）

会員はNPO法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)の規約に則り、以下により取り扱うこととする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①正会員（個人） | 入会金 5 千円、会費 5 千円 |
| ②正会員（企業） | 入会金 5 万円以上、会費 10 万円 |
| ③賛助会員（個人、企業） | 入会金なし、会費 1 万円 |

(2)入会金、会費は、入会初年度は原則として入会時、次年度以降は毎年6月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。

(3)年度途中の入会に係る会費にあっても、原則として年額を納入するものとする。

(4)年度途中の会員資格変更の場合には、資格変更時までに入会金と年会費の資格変更前後の差額を納入するものとする。

(5)退会の申し出があった場合にあっても、納入した年会費の返還は行わないこととする。

第7条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本研究会に対し、これを届出なければならない。

第8条（会員資格の喪失）

本研究会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名処分を受けたとき
- (3) 会員が解散もしくは破産したとき

2. 1の各号の場合において会員が既に納付した会費等は、これを返還しない。

3. 1の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

第9条（退会）

本研究会を退会しようとする会員は、退会届に必要な事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本研究会を退会できるものとする。

第10条（除名）

幹事会は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 当研究会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本研究会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第11条（規定の改定）

本規定の改定は幹事会の決議による。

第12条（その他）

本規定に定めのない事項については幹事会において別途定める。

附則

1. 本規約は平成24年8月7日より施行する。
2. 平成24年度上期の会費は無料とする。